

令和2年度  
福崎町健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

福 崎 町 監 査 委 員

福監第18717号  
令和3年8月26日

福崎町長 尾崎吉晴 様

福崎町監査委員 鳥岡照義

福崎町監査委員 三輪一朝

令和2年度福崎町各会計決算に基づく健全化判断比率  
及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

# 令和2年度 健全化判断比率審査意見

## 第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和3年8月6日

## 第3 審査の着眼点

審査の対象になった健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計、特別会計及び各公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、その他の関係書類を照合し、書類等が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査しました。

## 第4 審査の実施内容

提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類を主な資料とし、担当職員から状況等を聴取して審査を行いました。

## 第5 審査の結果

福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象になった健全化判断比率は法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に従い正確に作成されているものと認めました。

### 1 実質赤字比率

実質赤字が発生しなかったため算出されませんでした。

### 2 連結実質赤字比率

実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

### 3 実質公債費比率

9.8%で、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

### 4 将来負担比率

90.9%で、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

## 第6 審査の意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字が発生していないため算出されていません。また、実質公債費比率は0.5ポイント、将来負担比率は27.0ポイント、いずれの数値も令和元年度より改善されています。また、いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、令和2年度における本町の各指標は良好であるといえます。

しかしながら、本町が有する各施設は老朽化が進んでおり、中長期的にはそれらの施設をどの

ように更新していくのかという課題を抱えています。また、ごみ処理費に関しては、くれさかクリーンセンターの焼却炉稼働停止に伴い、可燃ごみ処理を姫路市に委託することにより経費の増加が予想されます。さらに、令和10年度の稼働を目指した新たなごみ処理施設の建設に向けた取り組みが進められており、多額の投資が必要となります。そのような中、公債費に関しては、福崎駅周辺整備事業に係る元利償還金の返済が控えており、公債費の増加が予想されます。

このような状況の中、財政の推移を想定しつつ、どのような対応をしていくのかという計画を、できるかぎり早期にまとめる必要があるのではないかと考えます。

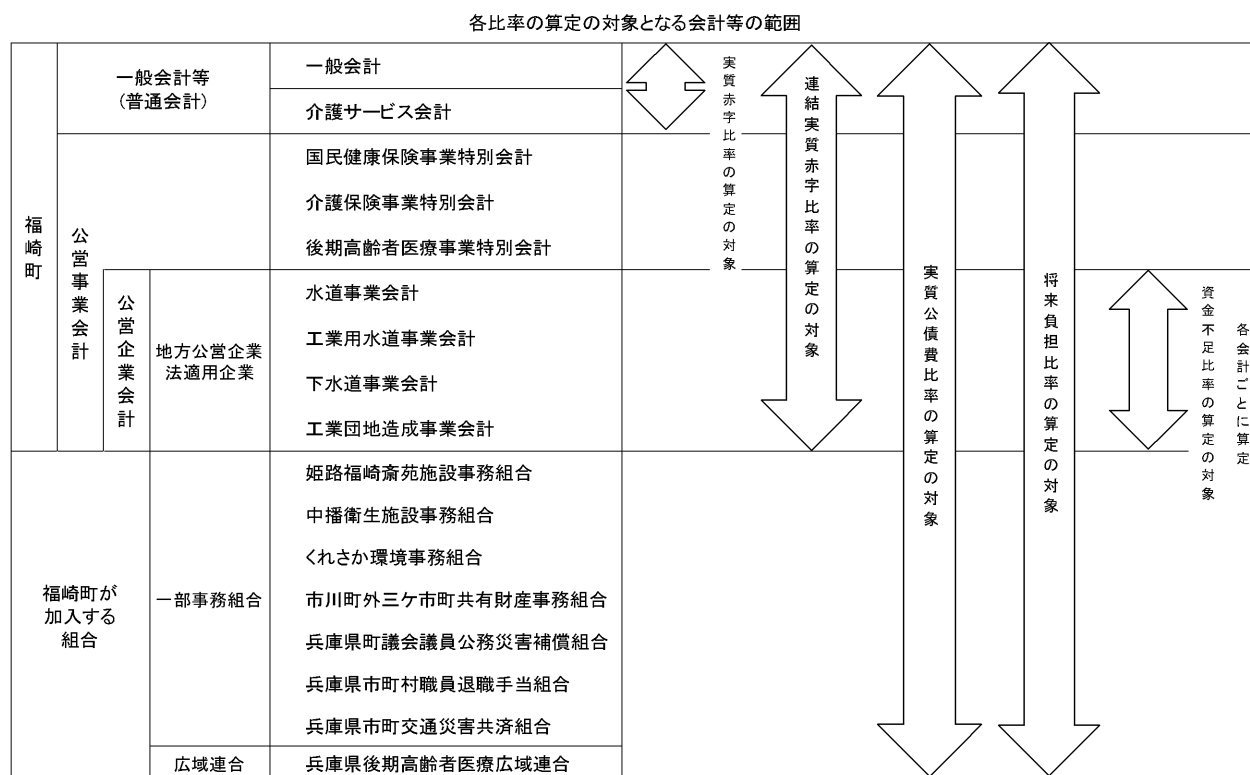
各事業の実施にあたっては、それぞれの比率を念頭に置きながら堅実かつ適切に進められるとともに、今後とも、長期にわたり持続可能な財政運営に努めてください。

## 第7 健全化判断比率の状況

各比率の推移は、次のとおりです。

健全化判断比率	(単位:%)						早期健全化基準	財政再生基準
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
実質赤字比率	—	—	—	—	—	14.72	20.00	
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	19.72	30.00	
実質公債費比率	12.0	11.5	11.0	10.3	9.8	25.0	35.0	
将来負担比率	143.6	137.6	127.9	117.9	90.9	350.0	—	

各比率の算定の対象となる会計等の範囲は、次のとおりです。



平成 28 年度以降の実質赤字比率の推移は、次のとおりです。

### 実質赤字比率

(単位:千円、%)

区分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
実質赤字額 [= a1 + a2 + a3]	A	△ 86,395	△ 215,112	△ 159,803	△ 150,578	△ 246,199
繰上充用額	a1	△ 136,715	△ 271,340	△ 210,891	△ 211,393	△ 272,326
支払繰延額	a2					
事業繰越額	a3	50,320	56,228	51,088	60,815	26,127
標準財政規模	B	5,264,279	5,264,784	5,267,921	5,275,133	5,451,381
A/B × 100		△ 1.64	△ 4.08	△ 3.03	△ 2.85	△ 4.51
実 質 赤 字 比 率		—	—	—	—	—
早 期 健 全 化 基 準		14.83	14.83	14.83	14.83	14.72
財 政 再 生 基 準		20.00	20.00	20.00	20.00	20.00

平成 28 年度以降の連結実質赤字比率の推移は、次のとおりです。

### 連結実質赤字比率

(単位:千円、%)

区 分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 元年度
連結実質赤字額 [= a1 + a2 - a3 - a4]	A	△ 1,340,870	△ 1,380,661	△ 1,204,518	△ 1,246,514	△ 1,367,988
実質赤字合計額	a1					
資金不足額合計額	a2					
実質黒字額合計額	a3	203,036	277,426	219,466	202,562	325,425
資金余剰額合計額	a4	1,137,834	1,103,235	985,052	1,043,952	1,042,563
標準財政規模	B	5,264,279	5,264,784	5,267,921	5,275,133	5,451,381
A/B × 100		△ 25.47	△ 26.22	△ 22.86	△ 23.63	△ 25.09
連 結 実 質 赤 字 比 率		—	—	—	—	—
早 期 健 全 化 基 準		19.83	19.83	19.83	19.83	19.72
財 政 再 生 基 準		30.00	30.00	30.00	30.00	30.00

平成 28 年度以降の実質公債費比率の推移は、次のとおりです。

### 実質公債費比率

(単位:千円、%)

区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
地方債の元利償還金 [= a1-a2-a3] <b>A</b>	872,177	912,269	919,096	935,964	967,786
一般会計等に係る公債費 <b>a1</b>	872,177	912,269	919,096	935,964	967,786
繰上償還額及び借換債を 財源として償還した額 <b>a2</b>	0	0	0	0	0
満期一括償還地方債の 元金の償還額 <b>a3</b>	—	—	—	—	—
地方債償還に充当される特定 財源 <b>B</b>	10,374	4,966	7,066	12,247	7,577
公債費充当一般財源等額 <b>A-B</b>	861,803	907,303	912,030	923,717	960,209
地方債の準元利償還金 <b>C</b>	533,106	492,213	433,504	389,083	351,901
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額*算入額 <b>D</b>	879,213	927,726	886,999	891,179	878,452
単年度実質公債費比率算定式 の分子      A+C-B-D	515,696	471,790	458,535	421,621	433,658
標準財政規模 <b>E</b>	5,264,279	5,264,784	5,267,921	5,275,133	5,451,381
単年度実質公債費比率算定式 の分母 <b>E-D</b>	4,385,066	4,337,058	4,380,922	4,383,954	4,572,929
単年度実質公債費比率 (A+C-B-D) / (E-D)	11.76028	10.87811	10.46663	9.61737	9.48316
<b>実 質 公 債 費 比 率 (直近3箇年平均値)</b>	12.0	11.5	11.0	10.3	9.8
<b>早 期 健 全 化 基 準</b>	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
<b>財 政 再 生 基 準</b>	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0

平成 28 年度以降の将来負担比率の推移は、次のとおりです。

将来負担比率

(単位:千円、%)

区 分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
将来負担額 [= a 1+a 2+a 3+a 4+a 5+a 6+a 7+a 8] A	20, 447, 968	19, 871, 210	19, 287, 053	18, 634, 630	17, 527, 770
当年度末一般会計等地方債 現在高 a1	11, 204, 478	11, 271, 184	11, 576, 562	11, 736, 220	11, 512, 506
債務負担行為に基づく 支出予定額 a2	349	0	0	0	0
公営企業債等繰入見込額 a3	8, 009, 760	7, 447, 314	6, 655, 148	5, 871, 332	5, 039, 015
組合等の地方債の元金償還に 充てる本町の負担等見込額 a4	88, 328	69, 143	49, 824	30, 372	10, 786
退職手当負担見込額 a5	1, 145, 053	1, 083, 569	1, 005, 519	996, 706	965, 463
設立法人の負債額等に係る 一般会計等の負担見込額 a6	—	—	—	—	—
連結実質赤字額 a7	—	—	—	—	—
組合等の連結実質赤字額のうち 一般会計等の負担見込額 a8	—	—	—	—	—
充当可能基金額 B	2, 130, 833	2, 171, 452	2, 081, 393	2, 093, 149	2, 116, 305
充当可能特定収入 C	136, 423	86, 228	60, 565	104, 033	105, 839
地方債現在高に係る 基準財政需要額算入見込額 D	11, 881, 458	11, 643, 101	11, 541, 872	11, 266, 613	11, 147, 899
実質的な将来負担額 A-B-C-D	6, 299, 254	5, 970, 429	5, 603, 223	5, 170, 835	4, 157, 727
町民一人当たりの実質的な将来負担額 (単位:円)	329, 683	316, 264	299, 590	278, 271	224, 730
標準財政規模 E	5, 264, 279	5, 264, 784	5, 267, 921	5, 275, 133	5, 451, 381
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 F	879, 213	927, 726	886, 999	891, 179	878, 452
将来負担比率算定式の分母 E-F	4, 385, 066	4, 337, 058	4, 380, 922	4, 383, 954	4, 572, 929
将 来 負 担 比 率 (A-B-C-D)/(E-F)	143.6%	137.6%	127.9%	117.9%	90.9%
早 期 健 全 化 基 準	350.0%	350.0%	350.0%	350.0%	350.0%

## 令和2年度 資金不足比率審査意見

### 第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和3年8月6日

### 第3 審査の方法

審査の対象になった資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、各公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、その他の関係書類を照合し、書類等が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査しました。

### 第4 審査の実施内容

提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類を主な資料とし、担当職員から状況等を聴取して審査を行いました。

### 第5 審査の結果

福崎町監査基準に基づき審査した限りにおいて、審査の対象になった資金不足比率は法令の規定に従って適正かつ正確に算定されているものと認めました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に従い正確に作成されているものと認めました。

### 第6 審査の意見

各公営企業会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。

今後とも、長期にわたり持続可能な財政運営に努めてください。



## 第7 資金不足比率の状況

資金不足比率の状況は、次のとおりです。

(単位: %)

会 計 名		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	経営健全 化基準
水 道 事 業 会 計		—	—	—	—	—	20.0
工 業 用 水 道 事 業 会 計		—	—	—	—	—	
下 水 道 事業会計	公共下水道事業会計	—	—	—	—	—	
	農業集落排水事業会計	—	—	—			
工 業 団 地 造 成 事 業 会 計					—	—	

(注1) 資金不足が発生していない場合、資金不足比率は算出されません。

(注2) 平成30年度まで、地方財政状況調査にあわせて下水道事業会計を公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計に分けていましたが、令和元年度から下水道事業会計として算定されています。

(注3) 令和元年度から新たに工業団地造成事業会計が追加されています。

## 第8 各公営企業会計の資金不足比率の推移

各公営企業会計の資金不足比率の推移は、次のとおりです。

### 地方公営企業法適用会計

#### 1 水道事業会計

(単位:千円、%)

区分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a5-a6+a7)-a8]	A	△ 894,490	△ 914,140	△ 774,486	△ 826,435	△ 838,857
流動負債	a 1	43,734	90,868	474,015	96,983	108,690
控除企業債等	a 2	16,677	18,097	18,856	31,857	44,520
控除引当金等	a 3	3,600				
算入地方債	a 4	0	0	0	0	0
流動資産	a 5	917,637	986,911	1,229,645	891,561	903,027
控除財源	a 6	0	0	0	0	0
貸倒引当金	a 7	310				
解消可能資金不足額	a 8	0	0	0	0	0
事業の規模	B	300,824	305,935	314,352	315,411	267,509
△/B×100		△ 297.3	△ 298.8	△ 246.4	△ 262.0	△ 313.6
<b>資金不足比率</b>		—	—	—	—	—
<b>経営健全化基準</b>		20	20	20	20	20

#### 2 工業用水道事業会計

(単位:千円、%)

区分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a5-a6+a7)-a8]	A	△ 83,458	△ 91,061	△ 100,551	△ 112,723	△ 121,509
流動負債	a 1	7,084	5,667	5,805	6,574	9,360
控除企業債等	a 2	1,187	2,394	2,420	4,214	7,529
控除引当金等	a 3	747				
算入地方債	a 4	0	0	0	0	0
流動資産	a 5	88,608	94,334	103,936	115,083	123,340
控除財源	a 6	0	0	0	0	0
貸倒引当金	a 7	0				
解消可能資金不足額	a 8	0	0	0	0	0
事業の規模	B	23,323	31,177	33,882	33,048	31,262
△/B×100		△ 357.8	△ 292.1	△ 296.8	△ 341.1	△ 388.7
<b>資金不足比率</b>		—	—	—	—	—
<b>経営健全化基準</b>		20	20	20	20	20

### 3 下水道事業会計

(単位:千円、%)

区分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a5-a6+a7)-a8]	A	—	—	—	△ 104,794	△ 82,197
流動負債	a 1				723,720	713,066
控除企業債等	a 2				581,562	593,604
控除引当金等	a 3					
算入地方債	a 4				0	0
流動資産	a 5				246,952	201,659
控除財源	a 6				0	0
貸倒引当金	a 7					
解消可能資金不足額	a 8				0	0
事業の規模	B				393,616	391,510
A/B×100					△ 26.6	△ 21.0
<b>資金不足比率</b>					—	—
<b>経営健全化基準</b>					20	20

平成 30 年度までは地方財政状況調査にあわせて公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計に分けて算定されていました。

参考として、平成 28 年度から平成 30 年度までの資金不足比率は、次のとおりです。

#### (1) 公共下水道事業会計

(単位:千円、%)

区分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a5-a6+a7)-a8]	A	△ 146,747	△ 90,035	△ 98,469	—	—
流動負債	a 1	407,607	535,970	502,450		
控除企業債等	a 2	362,398	387,706	399,540		
控除引当金等	a 3	2,741				
算入地方債	a 4	0	0	0		
流動資産	a 5	188,840	238,299	201,379		
控除財源	a 6	0	0	0		
貸倒引当金	a 7	375				
解消可能資金不足額	a 8	0	0	0		
事業の規模	B	259,385	283,439	299,985		
A/B×100		△ 56.6	△ 31.8	△ 32.8		
<b>資金不足比率</b>		—	—	—		
<b>経営健全化基準</b>		20	20	20		

## (2) 農業集落排水事業会計

(単位:千円、%)

区分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a5-a6+a7)-a8]	A	△ 13,139	△ 7,999	△ 11,546	—	—
流動負債	a 1	142,268	146,503	157,331		
控除企業債等	a 2	140,251	144,121	154,015		
控除引当金等	a 3	318				
算入地方債	a 4	0	0	0		
流動資産	a 5	14,726	10,381	14,862		
控除財源	a 6	0	0	0		
貸倒引当金	a 7	112				
解消可能資金不足額	a 8	0	0	0		
事業の規模	B	50,322	50,621	51,030		
A/B×100		△ 26.1	△ 15.8	△ 22.6		
<b>資金不足比率</b>		—	—	—		
<b>経営健全化基準</b>		20	20	20		

## 4 工業団地造成事業会計

(単位:千円、%)

区分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
資金不足額	A	—	—	—	0	0
流動負債					36,126	2,909
控除企業債等					0	0
控除引当金等						
算入地方債					0	0
流動資産					76,633	68,451
控除財源					0	0
貸倒引当金						
解消可能資金不足額					0	0
地方債残高 (宅造)					400,000	600,000
事業の規模	B				0	0
A/B×100					—	—
<b>資金不足比率</b>					—	—
<b>経営健全化基準</b>					20	20